

## 国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則

平成16年4月1日  
制 定

改正	平成17年	3月29日	規則第36号
改正	平成17年	11月30日	規則第58号
改正	平成18年	3月24日	規則第36号
改正	平成19年	3月23日	規則第37号
改正	平成19年	11月30日	規則第78号
改正	平成20年	3月28日	規則第35号
改正	平成20年	5月23日	規則第52号
改正	平成20年	11月28日	規則第87号
改正	平成21年	3月27日	規則第23号
改正	平成21年	6月9日	規則第37号
改正	平成21年	11月27日	規則第61号
改正	平成22年	3月26日	規則第22号
改正	平成22年	6月25日	規則第45号
改正	平成22年	12月24日	規則第56号
改正	平成23年	3月24日	規則第18号
改正	平成24年	3月30日	規則第26号
改正	平成24年	5月30日	規則第33号
改正	平成25年	12月27日	規則第31号
改正	平成26年	1月29日	規則第4号
改正	平成26年	3月28日	規則第18号
改正	平成26年	11月28日	規則第30号
改正	平成27年	3月27日	規則第22号
改正	平成28年	2月1日	規則第7号
改正	平成28年	11月25日	規則第40号
改正	平成29年	3月24日	規則第9号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。）第27条の規定に基づき、教職員（国立大学法人奈良教育大学年俸制教員給与規則の適用を受ける教員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給 与 支 給 日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 学長補佐手当 管理職員特別勤務手当 安全衛生管理手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）、その日が休日かつ月曜日に当たるとき 18日
教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）その日が休日かつ月曜日に当たるとき 18日
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

（給与の支払）

第3条 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、本人の同意を得て、教職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第49号。以下「労働時間等規則」という。）第11条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、学長補佐手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず請求を受理した日から7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 退職し、又は解雇されたとき
- 二 本人が死亡したとき

（非常時払）

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

- 一 本人又は本人の収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害をうけた場合
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により一週間以上にわたって帰郷する場合

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第20条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、学長補佐手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、教員特殊業務手当（第29条第1項第一号に規定する業務に限る）、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第 8 条 前条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第 9 条 この規則により計算した確定金額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第 2 章 俸給

(俸給)

第 10 条 俸給は俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

第 11 条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職俸給表 (別表第 1)
  - イ 一般職俸給表 (一)
  - ロ 一般職俸給表 (二)
- 二 教育職俸給表 (別表第 2)
  - イ 教育職俸給表 (一)
  - ロ 教育職俸給表 (二)
- 三 医療職俸給表 (別表第 3)
  - イ 医療職俸給表 (一)
  - ロ 医療職俸給表 (二)

(初任給)

第 12 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

2 学長が特に必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず初任給を決定することができるものとする。

(昇格)

第 13 条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第 14 条 教職員就業規則第 12 条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 教職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第16条 教職員の昇給は、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあつては、57歳)を超える教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(昇給の時期)

第17条 前条の規定による昇給の時期は、1月1日とする。

(特別な場合の昇給)

第18条 教職員が教職員就業規則第42条の規定に該当し表彰をされた場合、その他学長が特に必要であると認める場合には、別に定める日に、第16条の規定による昇給をさせることができる。

### 第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第19条 教職員が業務上若しくは通勤途上において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、教職員就業規則第16条第1項第一号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する教員及び事務職員が結核性疾患により休職となる期間

にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。

- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が刑事事件に関し起訴され、教職員就業規則第16条第1項第二号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 5 教職員が教職員就業規則第16条第1項第三号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 6 教職員が教職員就業規則第16条第1項第四号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 7 教職員が教職員就業規則第16条第1項第六号の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教職員休職規則（平成16年奈良教育大学規則第55号。以下「休職規則」という。）第9条第1項第一号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第20条 教職員が勤務しないときは、教職員就業規則第29条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があつた場合又は労働時間等規則第18条に規定する休暇を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

#### 第4章 諸手当

（俸給の調整額）

第21条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第4の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 教職員の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表

第5に掲げる調整基本額（その額が俸給月額 $100$ 分の $4.5$ を超えるときは、俸給月額 $100$ 分の $4.5$ に相当する額とし、その額に $1$ 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下同じ。）にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

- 4 大学院の研究科において講義、演習、実験又は実習の指導を担当する教育職俸給表(二)の適用を受ける教職員の俸給の調整額は、別表第5のイの3級欄に掲げる調整基本額に調整数 $1$ を乗じて得た額とする。

#### (管理職手当)

第22条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職種及び月額は、別表第9に掲げる職種及びその職務の級の区分に応じた額とする。ただし、複数の職種区分に該当する教職員については、いずれか一つの職種区分（職種区分が異なる場合には、管理職手当の月額の高い職種区分）に従って管理職手当を支給するものとする。
- 3 学長が特に必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず管理職手当の月額を決定することができる。
- 4 前2項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における賃金相当額を含むものとする。

#### (学長補佐手当)

第22条の2 学長補佐手当は、国立大学法人奈良教育大学学長補佐規則（平成16年奈良教育大学規則第42号）第2条に規定する学長補佐に支給する。

- 2 学長補佐手当を支給する月額は、別表第10に掲げる額とする。

#### (安全衛生管理手当)

第22条の3 安全衛生管理手当は、国立大学法人奈良教育大学安全衛生管理規則（平成16年奈良教育大学規則第131号）第10条に規定する衛生管理者及び第12条に規定する産業医に支給する。ただし、第22条及び第22条の2の規定に基づき手当の支給を受ける教職員には支給しない。

- 2 安全衛生管理手当の月額は、次の各号の職務の区分に応じ掲げる額とする。
  - 一 衛生管理者  $2,000$ 円
  - 二 産業医  $5,000$ 円

#### (管理職員特別勤務手当)

第22条の4 管理職員特別勤務手当は、第22条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他本学の運営の必要により、労働時間等規則第11条に定める休日に6時間を超える時間勤務した場合に支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、前項に定める教職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって所定の労働時間以

外の時間に勤務した場合に支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、別表第11に掲げる職種及びその職務の級の区分に応じた額
  - 二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、別表第11に掲げる職種及びその職務の級の区分に応じた額

(初任給調整手当)

- 第23条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された教職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員であつて、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
  - 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第6に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
  - 4 初任給調整手当を支給されている教職員が教職員就業規則第16条の規定に該当して休職にされた場合における当該教職員に対する別表第6の適用については、当該休職の期間(第19条第1項及び国立大学法人奈良教育大学教員の就業に関する規則(平成16年奈良教育大学規則第44号。以下「教員就業規則」という。)第5条第2項及び第3項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
  - 5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認められた手当(以下この項において「初任給調整手当等」という。)を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当



が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項に規定する満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子以外の扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるものに対しては支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円(一般職俸給表(一)の8級および教育職俸給表(一)の5級の適用を受ける教職員は3,500円)
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(一般職俸給表(一)の8級および教育職俸給表(一)の5級の適用を受ける教職員は3,500円)
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第25条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、かつ、当該地域の物価等を考慮して別に定める地域に所在する勤務箇所で、別表第7の支給地域欄に掲げる地域に在勤する教職員に支給する。

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の調整額、管理職手当、学長補佐手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第7の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 教職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から2年間、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合による地域手当を支給する。ただし、2年目は、その支給割合の100分の80を乗じて得た支給割合とする。

4 人事交流により他の国立大学法人等の職員から引き続き本学の教職員となった場合で、

本学に勤務することとなった日の前日に、第1項に定める地域手当と同様の手当を受けていた者については、前項の規定を準用する。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の表に掲げる教職員の区分のいずれかに該当する教職員に支給するものとし、手当の月額は、教職員の区分に応じて同表に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

教 職 員 の 区 分	手 当 額	
第一号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている教職員を除く。）	次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
第二号 第29条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められたもの	第一号の教職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる教職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとし

た場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 通勤のため交通機関等を利用する教職員にあつては、支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が、2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする教職員にあつては、教職員の区分に応じて次の表に定める額

教 職 員 の 区 分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員	2,000円
使用距離が片道 5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である教職員	31,600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のも

のである場合は、号又は第二号により算出した額のいずれか高い額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員のうち、第1項第一号又は第三号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものとの権衡上必要があると認めたものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が1箇月当たり20,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職等の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して計算した額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

#### （単身赴任手当）

第28条 他の国立大学法人等の職員から引き続き本学の教職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との権衡上必要があると認めた教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円

900km以上 1, 100km未満	40,000円
1, 100km以上 1, 300km未満	46,000円
1, 300km以上 1, 500km未満	52,000円
1, 500km以上 2, 000km未満	58,000円
2, 000km以上 2, 500km未満	64,000円
2, 500km以上	70,000円

(教員特殊業務手当)

第29条 教員特殊業務手当は、附属小学校、中学校又は幼稚園に所属する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭で職務の級が教育職俸給表(二)の2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

- イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

二 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

三 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規則第11条に規定する休日(同規則第12条の規定により休日の振替え又は代休となった日を含む。以下この条において「休日」という。)に行うもの

四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの

五 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手 当 額
前項第一号イの業務	8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
前項第一号ロ及びハの業務	7,500円
前項第二号及び第三号の業務	4,250円
前項第四号の業務	3,000円
前項第五号の業務	1,800円

(入学試験業務手当)

第29条の2 入学試験業務手当は、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員が、次に掲げる入学者選抜における試験実施等の業務に従事した場合に支給する。

- 一 教育学部の入学者選抜試験（以下「入試」という。）
  - 二 大学院の入試
  - 三 特別支援教育特別専攻科の入試
  - 四 大学入学センター試験
- 2 単価及び調整数は、別に定める。
  - 3 入学試験業務手当の額は、従事した業務に応じ、単価に調整数を乗じて得た額とする。

（教員免許状更新講習業務手当）

- 第29条の3 教員免許状更新講習業務手当は、教育職俸給表（一）及び教育職俸給表（二）の適用を受ける職員が、教員免許状更新講習における講習の業務に従事した場合に支給する。ただし、第22条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び教員免許状更新講習担当特任教員には支給しない。
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した時間1時間につき5,800円とする。

（教育実習等指導手当）

- 第30条 教育実習等指導手当は、附属小学校、中学校又は幼稚園に所属する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事したときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

- 第31条 教育業務連絡指導手当は、附属小学校、中学校又は幼稚園に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。
- 一 教務主任
  - 二 学年主任
  - 三 生徒指導主事
  - 四 進路指導主事
  - 五 研究主任
  - 六 教育実習主任
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

（超過勤務手当）

- 第32条 労働時間等規則第8条の規定により所定の勤務日に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。

- 2 労働時間等規則第8条の規定により所定の勤務日に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間1ヶ月（第2条に規定する給与の計算期間とする。以下この条について同じ。）について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 前2項に規定する超過勤務手当は、第22条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

（休日給）

第33条 労働時間等規則第8条の規定により同規則第11条に規定する休日（同規則第12条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた教職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第12条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第22条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

（期末手当）

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは教職員就業規則第23条第1項及び第2項第一号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（第3項第二号に定める教職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において教職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める教職員にあつては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を加算した額、次の表（2）に定める教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあつては、その額に俸給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（特定幹部教職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（１）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	８級以上	１００分の２０
	７級・６級	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
一般職俸給表（二）	５級	１００分の１０
	４級・３級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５
教育職俸給表（一）	６級	１００分の２０
	５級	１００分の１５（別に定める教職員にあつては１００分の２０）
	４級・３級	１００分の１０（職務の級４級の職員のうち別に定める教職員にあつては１００分の１５）
	２級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５
教育職俸給表（二）	４級	１００分の１５（別に定める教職員にあつては１００分の２０）
	３級	１００分の１０
	２級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５（別に定める教職員にあつては１００分の１０）
医療職俸給表（一）	６級以上	１００分の１５
	５級	１００分の１０
	４級・３級、２級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５
医療職俸給表（二）	６級以上	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級、２級（別に定める教職員に限る。）	１００分の５

表（２）

俸給表	管理職手当の職種	加算割合
一般職俸給表（一）	事務局長	１００分の１５

表（３）

在職期間	割合
６箇月	１００分の１００



5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

- 3 教職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
- 一 基準日に在職する教職員のうち、次に掲げる教職員
    - イ 無給休職者（教職員就業規則第 1 6 条第 1 項第一号又は第三号から第六号（本号のニに該当するものを除く）までの規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）
    - ロ 刑事休職者（教職員就業規則第 1 6 条第 1 項第二号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）
    - ハ 停職者（教職員就業規則第 4 4 条第三号の規定により停職にされている教職員をいう。）
    - ニ 無給派遣休職者（休職規則第 9 条第 1 項第一号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）
    - ホ 教職員就業規則第 3 9 条の規定により育児休業をしている教職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員以外の教職員
    - ヘ 大学院修学休業教職員（教員就業規則第 1 2 条の規定により大学院修学休業をしている教職員をいう。）
  - 二 基準日 1 月以内に退職し、又は解雇された教職員のうち、次に掲げる教職員
    - イ 退職し又は解雇された日において前号に該当する教職員であつた場合
    - ロ 退職し又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となつた者
    - ハ 退職し又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となつた者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

- 第 3 5 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは教職員就業規則第 2 3 条第 1 項及び第 2 項第一号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（前条第 3 項第二号に定める教職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の教職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞ

れ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項の規定は、同項第一号中イ、ロ及びニを「休職者（教職員就業規則第16条第1項の規定により休職にされている教職員（第19条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

#### （義務教育等教員特別手当）

第36条 附属小学校、中学校又は幼稚園に勤務する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の受ける号俸に対応する別表第8に掲げる額（ただし、幼稚園に勤務する者については、別表第8に掲げる額に2分の1を乗じて得た額）とする。

#### （教職調整額）

第37条 義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、附属小学校、中学校又は幼稚園に所属する教職員のうちその職務の級が教育職俸給表（二）の2級又は1級である者には、その者の俸給月額に100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

### 第5章 規則の実施

#### （実施に関し必要な事項）

第38条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、第25条第3項ただし書き中の「100分の80」を「100分の100」と読み替えて適用する。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の教職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則の施行日（以下「施行日」という。）において給与法の適用を受けるものとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表のとおり読み替える。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替えるこの規則の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条（扶養手当）、第11条の9（住居手当）、第12条（通勤手当）又は第12条の2（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、施行日においても同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、この規則の第24条（扶養手当）、第26条（住居手当）、第27条（通勤手当）又は第28条（単身赴任手当）による届出及び認定があったものとみなす。
- 5 第38条に規定するこの規則の実施に関し必要な事項は、それが定められるまでの間、一般職の国家公務員の例に準じて給与法、給与関係諸規則等及び文部科学省通達等による。

附 則（平成17年規則第36号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第58号）

この規則は、平成17年11月30日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第36号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第61号）の施行日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものを除く教職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて

得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第56号）（以下「平成22年改正規則」という。）附則第4項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が平成22年改正規則附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定対象教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
医療職俸給表（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表（二）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

3 平成19年1月における第16条（昇給）の適用については、次の表の左欄に掲げる条項中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第2項	4号俸	2号俸
	3号俸	1号俸
第16条第3項	4号俸	2号俸
	3号俸	1号俸

	2号俸	0号俸
--	-----	-----

- 4 平成20年1月から平成22年1月までの間における第16条(昇給)の適用については、次の表の左欄に掲げる条項中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第16条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

附 則 (平成19年規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第78号)

- 1 この規則は、平成19年11月30日から施行し、平成19年9月1日から適用する。
- 2 平成19年12月期の勤勉手当については、第35条第2項中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」を「100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)」と読み替え適用する。

附 則 (平成20年規則第35号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第29条の2の規定は、平成19年8月1日から適用する。

附 則 (平成20年規則第52号)

この規則は、平成20年5月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年規則第87号)

この規則は、平成20年11月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第23号)

- 1 この規則は、平成21年3月27日から施行する。
- 2 第29条の規定については、平成20年4月1日から適用する。
- 3 第7条、第25条、第29条の3の規定については、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第37号)

- 1 この規則は、平成21年6月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日から平成21年9月30日までの地域手当については、別表第7中「100分の6.5」とあるのは「100分の7」と読み替えるものとする。
- 3 平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当については、第34条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては

100分の125」と、「6月に支給する場合においては100分の120」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の110」と、第35条第2項中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは「100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の85）」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年規則第61号）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年10月1日から平成21年11月30日までの地域手当については、別表第7中「100分の6.5」とあるのは「100分の7」と平成21年12月1日から平成22年3月31日までの地域手当については、別表第7中「100分の6.5」とあるのは「100分の9」と読み替えるものとする。
- 3 平成21年11月1日現在において、第26条表の第2号に規定する住居手当の認定を受けていた教職員については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の規則を適用する。
- 4 平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当については、第34条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、第35条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と読み替えるものとする。

附 則（平成22年規則第22号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第45号）

この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第56号）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの地域手当については、別表第7中「100分の7.5」とあるのは「100分の9」と読み替えるものとする。
- 3 平成22年12月期の期末手当及び勤勉手当については、第34条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第35条第2項中「100分の67.5（特定幹部教職員にあっては、100分の87.5）」とあるのは「100分の65（特定幹部教職員にあっては、100分の85）」と、附則第7項中「100分の1.0125（特定幹部教職員にあっては、100分の1.3125）」とあるのは「100分の0.975（特定幹部教職員にあっては、100分の1.275）」と、「100分の67.5（特定幹部教職員にあっては、100分の87.5）」とあるのは「100分の65（特定幹部教職員にあっては、100分の85）」と読み替えるものとする。
- 4 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定対象教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定対象教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となっ

た場合にあつては、特定対象教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給月額 当該特定対象教職員の俸給月額（当該特定対象教職員が第20条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定対象教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定対象教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第6項及び第7項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定対象教職員の俸給月額から当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第6項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- 二 管理職手当 当該特定対象教職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 三 地域手当 当該特定対象教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第34条第2項の表（1）に定める教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあつては、その額に、俸給月額に表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項の表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第34条第2項の表（1）に定める教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額）を加算した額）に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項の表（3）に定める割合を乗じて得た額）
- 五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第34条第2項の表（1）に定める教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあつては、その額に、俸給月額に表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定対

象教職員に支給される勤勉手当に係る第35条第2項に規定する勤務期間に応じた割合及び勤務成績による割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第34条第2項の表（1）に定める教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定対象教職員に支給される勤勉手当に係る第35条第2項に規定する勤務期間に応じた割合及び勤務成績による割合を乗じて得た額）

六 第19条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定対象教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第19条第1項 前各号に定める額

ロ 第19条第2項及び第3項 第一号、第三号及び第四号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第19条第4項 第一号及び第三号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第19条第5項から第7項 第一号、第三号及び第四号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	4級
医療職俸給表（一）	6級
医療職俸給表（二）	6級

5 前項に規定するもののほか、特定対象教職員以外の者が月の初日以外の日に特定対象教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第20条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

7 附則第4項の規定が適用される間、第35条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、教職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定幹部教



職員にあつては、100分の1.3125)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合に  
あつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5(特定幹部教職員にあつては1  
00分の87.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成23年規則第18号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、平成23年3月24日から適用する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級の最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則第16条第1項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成24年規則第26号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日において別に定める年齢に満たない教職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける教職員(以下「除外教職員」という。))を除く。)のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 3 平成25年4月1日において別に定める年齢に満たない教職員(同日において、除外教職員である者を除く。)のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 4 平成26年4月1日において別に定める年齢に満たない教職員(同日において、除外教職員である者を除く。)のうち、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

附 則(平成24年規則第33号)

- 1 この規則は、平成24年5月30日から施行する。
- 2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第11条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員に対する俸給月額(国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年規則

第36号)(以下、「平成18年改正規則」という。)附則第2項の規定による俸給を含み、当該教職員が第20条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 二 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 三 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 四 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 五 第19条第1項から第7項までの規定により支給される給与  
 当該教職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
    - イ 第19条第1項 前項及び前各号に定める額
    - ロ 第19条第2項又は第3項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第19条第4項 前項及び第二号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第19条第5項から第7項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第20条、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同情の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第56号）（以下「平成22年改正規則」という。）附則第4項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第二号から第五号及び第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規則附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第二号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規則附則第4項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規則附則第4項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規則附則第4項第五号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第二号及び第三号」と、同号ハ中「前項及び第二号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第二号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規則附則第6項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間の地域手当については、別表第7中「100分の8」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年規則第31号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

1 この規則は、平成26年1月29日から施行する。

2 平成26年3月1日から平成26年3月31日までの間においては、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第33号）附則第2項中の表については、同表右欄に定める割合を「100分の4.77」とあるのは「100分の3.34」と、「100分の7.77」とあるのは「100分の5.44」と、「100分の9.77」とあるのは「100分の6.84」と読み替えるものとする。

3 第22条の3及び第25条の規定については、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第18号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 30 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年 1 月における第 16 条（昇給）の適用については、次の表の左欄に掲げる条項中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第 16 条第 2 項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
第 16 条第 3 項	特に良好	極めて良好

- 3 平成 26 年 12 月期の勤勉手当については、第 35 条第 2 項中「100 分の 75（特定幹部職員にあっては、100 分の 95）」とあるのは「100 分の 79.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 99.5）」と読み替えるものとする。

附 則（平成 27 年規則第 22 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成 22 年規則第 56 号）（以下「平成 22 年改正規則」という。）附則第 4 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が平成 22 年改正規則附則第 4 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定対象教職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 平成 28 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当については、第 28 条第 2 項中「30,000 円」とあるのは「26,000 円」と読み替えるものとする。

附 則（平成 28 年規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 28 条第 2 項の表については、次の表のとおり適用するものとする。

交 通 距 離		加 算 額
100 km 以上	300 km 未満	6,000 円
300 km 以上	500 km 未満	13,000 円
500 km 以上	700 km 未満	20,000 円
700 km 以上	900 km 未満	26,000 円
900 km 以上	1,100 km 未満	33,000 円
1,100 km 以上	1,300 km 未満	38,000 円
1,300 km 以上	1,500 km 未満	43,000 円

1, 500 km以上 2, 000 km未満	48, 000円
2, 000 km以上 2, 500 km未満	53, 000円
2, 500 km以上	58, 000円

3 平成27年12月期の勤勉手当については、第35条第2項中「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規則第40号）

- この規則は、平成28年11月25日に施行し、平成28年11月1日から適用する。
- 平成28年12月期の勤勉手当については、第35条第2項中「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年規則第9号）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における、第24条の表については次の表のとおり適用するものとする。

対 象 者	手 当 額		
	平成29年4月1日 日から 平成30年3月31日 日まで	平成30年4月1日 日から 平成31年3月31日 日まで	平成31年4月1日 日から 平成32年3月31日 日まで
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（一般職俸給表（一）の8級以上および教育職俸給表（一）の5級以上の適用を受ける教職員は3,500円）
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円	1人につき10,000円	1人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円	1人につき6,500円	1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の8級以上および教育職俸給表（一）の5級以上の適用を受ける教職員は3,500円）
満60歳以上の父母及び祖父母			
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
重度心身障害者			

※職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人にかかる手当額については、平成29年4月1日～平成30年3月1日は子10,000円・父母等9,000円、平成30年4月1日

以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）  
イ 一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）  
イ 一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				



別表第1 一般職俸給表（第11条関係）  
イ 一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）  
イ 一般職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								

備考

2級の1号俸を受ける教職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった者で別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700

## 別表第1 一般職俸給表（第11条関係）

## ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	
93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		

別表第1 一般職俸給表（第11条関係）

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			

## 別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

## イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	186,900	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	189,700	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	192,400	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	195,100	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	212,700	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
22	214,600	263,300	322,800	375,900	452,200	
23	216,500	266,200	325,400	378,000	454,600	
24	218,400	269,100	328,200	380,000	456,900	
25	220,400	271,900	330,300	381,700	458,900	
26	222,500	274,500	332,500	383,500	461,100	
27	224,600	277,000	334,700	385,400	463,200	
28	226,700	279,700	337,200	387,300	465,400	
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500	
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800	
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000	
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100	
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000	
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100	

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400	
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600	
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700	
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700	
39	247,700	305,000	360,800	405,700	488,600	
40	249,300	306,700	362,700	407,200	490,500	
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500	
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400	
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100	
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000	
45	257,600	312,100	372,100	414,500	499,900	
46	259,100	313,200	373,900	416,100	501,700	
47	260,800	314,100	375,500	417,500	503,500	
48	262,200	315,200	377,300	419,100	505,400	
49	263,600	316,200	379,000	420,500	507,100	
50	264,400	317,300	380,600	421,800	508,800	
51	265,000	318,200	382,400	423,100	510,600	
52	265,900	319,100	384,100	424,400	512,500	
53	266,600	320,300	385,300	425,100	514,100	
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700	
55	268,200	322,400	388,200	427,000	517,400	
56	269,100	323,400	389,800	427,900	519,000	
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600	
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900	
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200	
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400	
61	274,200	328,600	396,700	432,400	525,600	
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600	
63	276,300	330,700	399,600	434,300	527,600	
64	277,300	331,800	401,100	435,400	528,600	
65	278,200	332,700	402,100	436,300	529,200	
66	279,100	333,800	403,200	437,300	530,100	
67	280,200	334,600	404,200	438,300	531,000	
68	281,300	335,700	405,300	439,200	531,900	
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800	

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600	
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300	
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800	
73	286,300	340,200	409,600	444,100	535,500	
74	287,400	341,200	410,500	445,000	536,000	
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800	
76	289,500	343,200	412,100	446,900	537,400	
77	290,200	344,200	412,800	447,700	537,900	
78	291,200	345,200	413,300	448,200	538,500	
79	292,200	346,100	413,700	448,900	539,100	
80	293,100	347,000	414,100	449,500	539,700	
81	294,100	348,000	414,400	450,300	540,300	
82	295,000	349,000	414,800	451,000		
83	295,900	350,000	415,100	451,300		
84	296,800	351,000	415,500	451,900		
85	297,500	351,600	415,800	452,300		
86	298,300	352,200	416,200	452,700		
87	299,100	352,800	416,600	453,100		
88	300,000	353,400	417,000	453,400		
89	300,600	354,000	417,300	453,700		
90	301,200	354,400	417,700	454,100		
91	301,900	354,800	418,100	454,500		
92	302,500	355,300	418,400	454,800		
93	303,200	355,800	418,700	455,100		
94	303,800	356,200	419,100	455,500		
95	304,400	356,700	419,400	455,800		
96	305,000	357,200	419,700	456,100		
97	305,700	357,800	420,000	456,400		
98	306,300	358,300	420,400	456,800		
99	306,900	358,700	420,700	457,100		
100	307,500	359,200	421,000	457,400		
101	307,900	359,600	421,300	457,700		
102	308,200	360,100	421,700			
103	308,500	360,400	422,000			
104	308,900	360,900	422,300			



別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
105	309,200	361,400	422,600			
106	309,600	361,800	423,000			
107	309,900	362,300	423,300			
108	310,200	362,800	423,600			
109	310,600	363,200	423,900			
110	310,900	363,700	424,200			
111	311,300	364,200	424,500			
112	311,700	364,600	424,800			
113	312,000	365,000	425,100			
114	312,400	365,400	425,400			
115	312,700	365,900	425,700			
116	313,000	366,300	426,000			
117	313,200	366,700	426,200			
118	313,500	367,100				
119	313,900	367,600				
120	314,300	368,000				
121	314,500	368,300				
122	314,800	368,700				
123	315,200	369,200				
124	315,600	369,500				
125	315,800	369,900				
126	316,000	370,400				
127	316,300	370,900				
128	316,700	371,300				
129	316,900	371,700				
130	317,200	372,200				
131	317,600	372,700				
132	317,800	373,200				
133	318,000	373,700				
134	318,300	374,200				
135	318,700	374,700				
136	318,900	375,200				
137	319,000	375,700				
138	319,200	376,200				
139	319,500	376,700				

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）  
 イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
140	319,800	377,200				
141	320,200	377,700				
142	320,500					
143	320,800					
144	321,100					
145	321,500					
146	321,800					
147	322,000					
148	322,300					
149	322,700					
150	323,000					
151	323,300					
152	323,500					
153	323,800					
154	324,100					
155	324,400					
156	324,700					
157	324,900					

## 別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

## ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	155,200	171,100	289,000	405,900
2	156,700	173,200	291,600	407,400
3	158,200	175,300	294,500	408,900
4	159,700	177,500	297,000	410,400
5	161,400	179,500	299,500	411,800
6	163,300	181,700	301,900	413,200
7	165,100	183,900	304,200	414,700
8	166,900	186,100	306,600	416,300
9	168,700	188,400	309,000	417,700
10	170,800	191,200	311,600	419,100
11	172,800	193,900	314,300	420,500
12	174,800	196,600	317,200	421,800
13	176,800	199,500	319,700	423,100
14	179,000	201,200	321,700	424,500
15	181,200	202,900	323,700	425,900
16	183,400	204,600	326,000	427,300
17	185,700	206,400	328,200	428,500
18	188,300	208,100	330,400	429,800
19	190,800	209,800	332,700	431,000
20	193,300	211,400	334,800	432,300
21	195,800	213,200	337,100	433,400
22	197,500	215,100	339,300	434,600
23	199,200	217,000	341,600	435,900
24	200,900	218,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	345,800	438,500
26	204,000	222,600	347,600	439,700
27	205,600	224,600	349,500	440,700
28	207,100	226,600	351,400	441,800
29	208,800	228,500	353,200	443,000
30	210,500	231,200	355,000	443,800
31	212,200	233,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	358,600	445,500
33	215,400	239,200	360,200	446,400
34	217,100	242,000	361,900	446,900
35	218,800	244,600	363,600	447,400
36	220,500	247,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	367,300	448,400
38	223,700	252,300	368,800	
39	225,400	254,800	370,300	
40	227,100	257,100	371,900	
41	228,700	259,800	373,100	
42	230,400	262,200	374,500	
43	232,000	264,400	375,900	
44	233,600	266,600	377,400	
45	235,300	268,800	378,900	
46	236,800	271,000	380,500	
47	238,200	273,200	382,100	
48	239,600	275,200	383,600	
49	241,000	277,500	385,000	
50	242,400	279,500	386,500	

## 別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

## ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
51	243,900	281,400	388,000	
52	245,100	283,400	389,400	
53	246,200	285,200	390,600	
54	247,600	287,600	391,900	
55	248,800	289,900	393,000	
56	250,000	292,400	394,100	
57	251,200	294,500	395,500	
58	252,400	297,000	396,700	
59	253,500	299,300	397,900	
60	254,700	302,000	399,200	
61	256,100	304,400	400,400	
62	257,300	306,800	401,400	
63	258,500	309,300	402,800	
64	259,400	311,600	404,100	
65	260,400	313,900	405,300	
66	261,800	316,100	406,400	
67	263,200	318,200	407,600	
68	264,700	320,400	408,700	
69	266,300	322,600	409,700	
70	267,800	324,700	410,900	
71	269,300	326,900	412,100	
72	270,700	328,900	413,300	
73	271,800	331,000	413,900	
74	273,000	333,100	414,700	
75	274,300	335,300	415,400	
76	275,500	337,500	415,900	
77	276,900	339,300	416,200	
78	278,000	341,200	416,600	
79	279,200	343,100	417,000	
80	280,400	344,900	417,400	
81	281,600	346,700	417,700	
82	282,500	348,500	418,100	
83	283,700	350,100	418,500	
84	284,900	351,900	418,800	
85	285,900	353,200	419,100	
86	286,800	354,800	419,500	
87	287,700	356,300	419,900	
88	288,700	357,800	420,200	
89	289,800	359,200	420,500	
90	290,700	360,500	420,800	
91	291,600	361,900	421,100	
92	292,500	363,300	421,300	
93	292,900	364,800	421,500	
94	293,600	366,100		
95	294,300	367,400		
96	295,100	368,600		
97	295,900	369,600		
98	296,700	370,600		
99	297,500	371,600		
100	298,200	372,600		

## 別表第2 教育職俸給表（第11条関係）

## ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
101	299,100	373,500		
102	299,600	374,500		
103	300,100	375,500		
104	300,600	376,500		
105	300,800	377,300		
106	301,200	378,200		
107	301,500	379,100		
108	301,700	380,100		
109	301,900	380,900		
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		
140		400,200		
141		400,500		
142		400,800		
143		401,100		
144		401,400		
145		401,600		
146		401,900		
147		402,200		
148		402,400		
149		402,600		
150		402,900		

別表第2 教育職俸給表（第11条関係）  
ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
151		403,200		
152		403,400		
153		403,600		
154		403,900		
155		404,200		
156		404,400		
157		404,600		

備考 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）  
イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）  
イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400		
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700		
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000		
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200		
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100			
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800			
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400			
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800			
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300			
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800			



別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300			
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900			
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400			
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000			
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600			
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
86		288,700	324,600	345,500				
87		288,900	324,800	345,800				
88		289,100	325,200	346,100				
89		289,500	325,600	346,500				
90		289,700	326,000	346,800				
91		289,900	326,400	347,200				
92		290,100	326,800	347,500				
93		290,500	327,100	347,900				
94		290,700	327,300	348,200				
95		290,900	327,700	348,500				
96		291,200	328,000	348,800				
97		291,600	328,200	349,100				
98		291,900	328,500	349,500				
99		292,100	328,800	349,900				
100		292,400	329,100	350,300				
101		292,700	329,300	350,800				
102		292,900	329,600	351,200				
103		293,100	330,000	351,600				
104		293,400	330,200	352,000				
105		293,700	330,300	352,500				
106			330,600					
107			331,000					

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）  
 イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
108			331,200					
109			331,400					
110			331,800					
111			332,200					
112			332,600					
113			332,800					

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
94	280,900	314,200	347,600	365,600			
95	281,800	314,900	348,300	366,000			
96	282,800	315,500	348,900	366,300			
97	283,600	316,200	349,300	366,900			
98	284,400	316,500	349,700	367,400			
99	285,000	317,100	350,200	367,900			
100	285,900	317,800	350,600	368,400			
101	286,700	318,200	351,100	369,000			
102	287,500	318,800	351,500	369,500			
103	288,300	319,400	352,000	370,000			
104	289,100	320,000	352,400	370,400			
105	289,800	320,400	352,700	371,000			
106	290,300	320,900	353,200	371,500			
107	290,800	321,400	353,600	372,000			
108	291,300	321,900	353,900	372,500			
109	291,500	322,300	354,400	373,100			

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
110	291,800	322,700	354,900	373,500			
111	292,000	323,000	355,400	374,000			
112	292,400	323,300	355,900	374,500			
113	292,700	323,700	356,400	375,100			
114	292,900	324,100	356,900				
115	293,300	324,500	357,400				
116	293,600	324,800	357,800				
117	293,900	325,000	358,200				
118	294,200	325,300	358,600				
119	294,500	325,700	359,100				
120	294,900	325,900	359,600				
121	295,200	326,100	360,000				
122	295,600	326,400	360,500				
123	295,900	326,700	361,000				
124	296,300	327,000	361,500				
125	296,500	327,200	361,800				
126	296,700	327,500					
127	297,000	327,900					
128	297,400	328,100					
129	297,600	328,200					
130	297,900	328,500					
131	298,300	328,900					
132	298,700	329,100					
133	298,900	329,400					
134	299,200	329,800					
135	299,600	330,200					
136	299,900	330,600					
137	300,100	330,900					
138	300,400	331,300					
139	300,800	331,700					
140	301,100	332,100					
141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					

別表第3 医療職俸給表（第11条関係）  
 ロ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						

別表第4（第21条関係）

勤務箇所	教 職 員	調整数
1 大学院の研究科	(1) 講師以上の教員のうち、大学院に置かれる研究科（以下「大学院研究科等」という。）において、講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	1
	(2) 大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する助手	1
2 附属小学校及び中学校	特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事する事を本務とする職員	2

別表第5（第21条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円
2 級	11,000円
3 級	11,600円（給与規則別表第2ロの備考に定める教職員にあっては、11,800円）
4 級	12,700円



別表第6（第23条関係）

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,600
1年以上 2年未満	50,600
2年以上 3年未満	50,600
3年以上 4年未満	50,600
4年以上 5年未満	50,600
5年以上 6年未満	50,600
6年以上 7年未満	48,800
7年以上 8年未満	47,000
8年以上 9年未満	45,200
9年以上 10年未満	43,400
10年以上 11年未満	41,600
11年以上 12年未満	39,800
12年以上 13年未満	38,000
13年以上 14年未満	36,200
14年以上 15年未満	34,800
15年以上 16年未満	33,400
16年以上 17年未満	32,000
17年以上 18年未満	30,600
18年以上 19年未満	29,200
19年以上 20年未満	27,800
20年以上 21年未満	26,400
21年以上 22年未満	25,800
22年以上 23年未満	25,200
23年以上 24年未満	24,200
24年以上 25年未満	23,600
25年以上 26年未満	23,000
26年以上 27年未満	22,400
27年以上 28年未満	21,800
28年以上 29年未満	21,000
29年以上 30年未満	20,700
30年以上 31年未満	20,300
31年以上 32年未満	19,700
32年以上 33年未満	18,800
33年以上 34年未満	17,900
34年以上 35年未満	17,200

## 備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第7（第25条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
奈良県	奈良市	100分の10
奈良県	五條市	なし

別表第8（第36条関係）

職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	5,000円	5,400円	10,700円	17,100円
2	5,000	5,400	10,700	17,100
3	5,000	5,400	10,700	17,100
4	5,000	5,400	10,700	17,100
5	5,200	5,700	11,100	17,500
6	5,200	5,700	11,100	17,500
7	5,200	5,700	11,100	17,500
8	5,200	5,700	11,100	17,500
9	5,400	6,000	11,500	17,900
10	5,400	6,000	11,500	17,900
11	5,400	6,000	11,500	17,900
12	5,400	6,000	11,500	17,900
13	5,600	6,300	12,400	18,300
14	5,600	6,300	12,400	18,300
15	5,600	6,300	12,400	18,300
16	5,600	6,300	12,400	18,300
17	5,900	6,600	12,800	18,700
18	5,900	6,600	12,800	18,700
19	5,900	6,600	12,800	18,700
20	5,900	6,600	12,800	18,700
21	6,200	7,000	13,200	19,000
22	6,200	7,000	13,200	19,000
23	6,200	7,000	13,200	19,000
24	6,200	7,000	13,200	19,000
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26	6,500	7,300	13,600	19,400
27	6,500	7,300	13,600	19,400
28	6,500	7,300	13,600	19,400
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30	6,800	7,600	14,000	19,600
31	6,800	7,600	14,000	19,600
32	6,800	7,600	14,000	19,600
33	7,100	7,900	14,400	19,900
34	7,100	7,900	14,400	19,900
35	7,100	7,900	14,400	19,900
36	7,100	7,900	14,400	19,900
37	7,400	8,300	14,800	20,200
38	7,400	8,300	14,800	
39	7,400	8,300	14,800	
40	7,400	8,300	14,800	
41	7,700	8,900	15,100	
42	7,700	8,900	15,100	
43	7,700	8,900	15,100	
44	7,700	8,900	15,100	
45	8,000	9,300	15,500	
46	8,000	9,300	15,500	

4 7	8,000	9,300	15,500	
4 8	8,000	9,300	15,500	
4 9	8,300	9,700	15,900	
5 0	8,300	9,700	15,900	
5 1	8,300	9,700	15,900	
5 2	8,300	9,700	15,900	
5 3	8,600	10,500	16,300	
5 4	8,600	10,500	16,300	
5 5	8,600	10,500	16,300	
5 6	8,600	10,500	16,300	
5 7	8,800	10,900	16,700	
5 8	8,800	10,900	16,700	
5 9	8,800	10,900	16,700	
6 0	8,800	10,900	16,700	
6 1	9,100	11,300	17,100	
6 2	9,100	11,300	17,100	
6 3	9,100	11,300	17,100	
6 4	9,100	11,300	17,100	
6 5	9,400	12,100	17,400	
6 6	9,400	12,100	17,400	
6 7	9,400	12,100	17,400	
6 8	9,400	12,100	17,400	
6 9	9,700	12,500	17,700	
7 0	9,700	12,500	17,700	
7 1	9,700	12,500	17,700	
7 2	9,700	12,500	17,700	
7 3	9,900	12,900	18,000	
7 4	9,900	12,900	18,000	
7 5	9,900	12,900	18,000	
7 6	9,900	12,900	18,000	
7 7	10,200	13,300	18,300	
7 8	10,200	13,300	18,300	
7 9	10,200	13,300	18,300	
8 0	10,200	13,300	18,300	
8 1	10,400	13,700	18,500	
8 2	10,400	13,700	18,500	
8 3	10,400	13,700	18,500	
8 4	10,400	13,700	18,500	
8 5	10,600	14,000	18,700	
8 6	10,600	14,000	18,700	
8 7	10,600	14,000	18,700	
8 8	10,600	14,000	18,700	
8 9	10,800	14,400	18,900	
9 0	10,800	14,400	18,900	
9 1	10,800	14,400	18,900	
9 2	10,800	14,400	18,900	
9 3	11,000	14,700	19,100	
9 4	11,000	14,700		
9 5	11,000	14,700		
9 6	11,000	14,700		
9 7	11,200	15,000		

98	11,200	15,000		
99	11,200	15,000		
100	11,200	15,000		
101	11,400	15,400		
102	11,400	15,400		
103	11,400	15,400		
104	11,400	15,400		
105	11,500	15,700		
106	11,500	15,700		
107	11,500	15,700		
108	11,500	15,700		
109	11,600	16,000		
110	11,600	16,000		
111	11,600	16,000		
112	11,600	16,000		
113	11,700	16,300		
114	11,700	16,300		
115	11,700	16,300		
116	11,700	16,300		
117	11,900	16,500		
118	11,900	16,500		
119	11,900	16,500		
120	11,900	16,500		
121	12,000	16,800		
122	12,000	16,800		
123	12,000	16,800		
124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126		17,000		
127		17,000		
128		17,000		
129		17,200		
130		17,200		
131		17,200		
132		17,200		
133		17,400		
134		17,400		
135		17,400		
136		17,400		
137		17,600		
138		17,600		
139		17,600		
140		17,600		
141		17,600		
142		17,800		
143		17,800		
144		17,800		
145		17,800		
146		17,800		
147		18,000		
148		18,000		

149		18,000		
150		18,000		
151		18,000		
152		18,300		
153		18,300		
154		18,300		
155		18,300		
156		18,300		
157		18,500		

別表第9（第22条関係）

一般職俸給表（一）

職 種	職務の級	管理職手当の月額
事務局長	9級	104,200円
	8級	94,000円
課長	6級	62,300円
	5級	59,500円
	4級	55,500円

教育職俸給表（一）

職 種	職務の級	管理職手当の月額
副学長	5級	93,500円
教育研究支援機構長		
附属学校部長		86,800円
附属小学校長		
附属中学校長		
附属幼稚園長		80,200円

教育職俸給表（二）

職 種	職務の級	管理職手当の月額
附属小学校副校長	4級	65,100円
附属中学校副校長		
附属小学校副校長	3級	64,500円
附属中学校副校長		
附属幼稚園副園長		53,700円
附属小学校主幹教諭	2級	30,000円
附属中学校主幹教諭		

別表第10（第22条の2関係）

教育職俸給表（一）

職 種	職務の級	手当の月額
学長補佐	5級・4級	30,000円

別表第11（第22条の4関係）

一般職俸給表（一）

職 種	職務の級	第 1 項	第 2 項
事務局長	9 級	1 0 , 0 0 0 円	5 , 0 0 0 円
	8 級	1 0 , 0 0 0 円	5 , 0 0 0 円
課長	6 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円
	5 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円
	4 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円

教育職俸給表（一）

職 種	職務の級	第 1 項	第 2 項
副学長	5 級	8 , 5 0 0 円	4 , 3 0 0 円
教育研究支援機構長			
附属学校部長		7 , 8 0 0 円	3 , 9 0 0 円
附属小学校長			
附属中学校長			
附属幼稚園長		7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円

教育職俸給表（二）

職 種	職務の級	第 1 項	第 2 項
附属小学校副校長	4 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円
附属中学校副校長			
附属小学校副校長	3 級	7 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 円
附属中学校副校長			
附属幼稚園副園長		6 , 0 0 0 円	3 , 0 0 0 円
附属小学校主幹教諭	2 級	4 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
附属中学校主幹教諭			